

業務の運営に関する規程

事業所名 株式会社 晃和

第1 求 人

- 1 本所は、(取扱職種の範囲等 国内・全職種)に関する限り、いかなる求人の申込みに
についてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常
の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。

- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お
申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メール
でも差し支えありません。

- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書
面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示してください。

ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシ
ミリの利用又は電子メール等による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあら
かじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

- 4 求人受付の際には、受付手数料を、別表の料金表に基づき申し受けます。
いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

第2 求 職

- 1 本所は、(第4条に定める取扱職種の範囲等)に関する限り、いかなる求職の申込み
についてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。

- 2 求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。

- 3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録
をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略致します。

- 4 (取扱職種の範囲等が、芸能家、家政婦(夫)、配せん人、調理士、モデル又はマネ
キンの場合) 求職受付の際には、受付手数料を、別表の料金表に基づき申し受けます。

いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

第3 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合にはファクシミリの利用若しくは電子メール等により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用は電子メール等による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
- 7 就職が決定しましたら求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 そ の 他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。

また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。

- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 5 本所の取扱職種の範囲等は、全職種・国内およびインドネシア、ベトナム、ネパール、スリランカ、です。
- 6 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

令和 5 年 7 月 1 日

代表者 代表取締役 斉藤和浩